

別紙

下記のとおり、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の下記1. の内容については、下記2. の「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 信用金庫法施行規則において定めようとする内容		2. 対応する銀行法施行規則案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項	第 14 条の 11 の 8、第 14 条の 11 の 23、第 34 条の 2 の 8、第 34 条の 2 の 23、第 34 条の 53 の 8、第 34 条の 53 の 10、第 34 条の 63 の 31、第 34 条の 63 の 51
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項但し書	第 14 条の 11 の 24、第 34 条の 2 の 24、第 34 条の 53 の 9、第 34 条の 63 の 52
③外貨預金等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号	第 14 条の 11 の 26 の 2、第 34 条の 2 の 26 の 2、第 34 条の 53 の 12 の 2、第 34 条の 63 の 54 の 2
④準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 2 項に定める説明義務の適用除外に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 2 項	第 14 条の 11 の 26 の 3、第 34 条の 2 の 26 の 3、第 34 条の 53 の 13、第 34 条の 63 の 54 の 3
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 4	第 14 条の 11 の 27、第 34 条の 2 の 27、第 34 条の 53 の 14、第 34 条の 63 の 55
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 4 但し書	第 14 条の 11 の 29、第 34 条の 2 の 29、第 34 条の 53 の 16、第 34 条の 63 の 57
⑦禁止行為に関する事項	信用金庫法第 89 条の 2 第 1 項又は第 2 項において準用する金融商品取引法第 38 条第 9 号	第 14 条の 11 の 30 の 2、第 34 条の 2 の 30 の 2、第 34 条の 53 の 17 の 2、第 34 条の 63 の 59

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。